

# 米子市道路・公園照明灯 L E D 化業務

## 募集要項

令和 7 年 7 月

米 子 市

# 米子市道路・公園照明灯 LED 化業務 募集要項

## (目次)

|    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 1  | 募集の趣旨                  | 1  |
| 2  | 事業概要                   | 1  |
| 3  | 事業者の行う業務               | 1  |
| 4  | 事業者決定から運用までのスケジュール（予定） | 4  |
| 5  | 応募条件                   | 4  |
| 6  | 本提案募集の手続き              | 5  |
| 7  | 事業スケジュール               | 7  |
| 8  | 参加を辞退する場合              | 8  |
| 9  | 事業提案書の提出               | 8  |
| 10 | 提案書に係る記載事項等            | 9  |
| 11 | 提案書における提示条件            | 9  |
| 12 | 審査及び審査結果の通知            | 10 |
| 13 | 応募に関する留意事項             | 11 |
| 14 | 事業者決定の流れ               | 11 |
| 15 | 問合せ先                   | 12 |
| 16 | 照明器具仕様                 | 12 |
| 17 | 施工計画                   | 14 |
| 18 | 照明灯管理システム仕様            | 14 |
| 19 | 事業に関する留意事項             | 15 |
| 20 | 契約に関する事項               | 17 |

## 1 募集の趣旨

現在、米子市（以下「本市」という。）では、道路照明灯を約 4,300 灯、公園照明灯を約 500 灯管理しており、その中で多く使われている水銀ランプは、「水銀に関する水俣条約」により 2020 年 12 月をもって、製造及び輸出入が禁止された。さらに、2023 年 11 月の国際会議において、2027 年末までに蛍光灯の製造・輸出入が終了となることが決まったため、照明の LED 化は緊急の課題となっている。

また、本市を取り巻く環境問題や経済社会情勢の変化に対応するため、本市では、2050 年までに温室効果ガスの実質排出ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を 2021 年 2 月に表明しており、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現をめざして「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」及び「ゼロカーボンシティ米子市役所アクションプラン」を 2023 年 3 月に策定し、都市整備部においては、施設設備の省エネ化推進の取組として道路・公園照明灯の LED 化を進めている。

これらを踏まえ、本市で管理する道路・公園照明灯についても、これまで以上に LED 化を推進していくため、道路・公園照明灯 LED 化を業務委託し、既存の道路・公園照明灯を一斉に LED 化し、同時に照明という本市の財産を適切に管理する目的で本業務委託を行う。

## 2 事業概要

- (1) 事業名称 米子市道路・公園照明灯 LED 化業務
- (2) 発注方式 業務委託方式
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 18 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託場所 米子市 一円 地内
- (5) 契約者 米子市
- (6) 業務委託対象 既存照明灯具等を LED 化するための設備一式
- (7) 事業限度額
  - ア 総額【下記の初期整備費及び維持管理費の合計額】  
387,570,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
  - イ 初期整備費  
345,670,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
【内訳】道路照明灯：274,000,000 円  
公園照明灯：71,670,000 円
  - ウ 維持管理費  
41,900,000 円（10 年間、消費税額及び地方消費税額を含む。）  
【内訳】道路照明灯：37,000,000 円  
公園照明灯：4,900,000 円
- (8) 業務委託の対象範囲
  - ア 現地調査
  - イ 電力契約照合、電力契約申込、共架申請
  - ウ 道路・公園照明灯管理システム(GIS システム)のデータベース構築
  - エ 道路・公園照明灯管理プレートの設置
  - オ LED 化に関する計画・施工・施工管理
  - カ 既設道路・公園照明灯のリサイクル・廃棄処分
  - キ 照明設備の維持管理・保証（無償修繕等）
  - ク 契約期間中における道路・公園照明灯の維持管理

### 3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 現地調査

- ア 受託者に配布する既設道路・公園照明灯（以下「既設設備」という。）の地図等の情報を基に、所在地、灯柱の形状、管理番号など、施工や維持管理上必要となる各種情報の調査を行う。
- イ 既設設備の灯具や使用しているランプ等の種類、引込方法（単独、分電盤）など、具体的な設備の調査を行う。
- ウ 現地調査により、倒壊するおそれがあると目視で認められる照明柱がある場合は、本市と対応を協議すること。また、共架式のものでアーム等の劣化が激しく、落下のおそれがあると認められる場合も同様とする。
- エ 調査及び更新対象となる道路・公園照明灯の本数は下記数量のとおりとする（数量は予定）。

| 種別          | 総数量   | LED 化済み数量 | LED 交換対象 |
|-------------|-------|-----------|----------|
| 道路照明灯 A / B | 4,311 | 1,205     | 3,106    |
| 公園照明灯       | 497   | 47        | 450      |

#### (2) 電力契約照合、電力契約申込、共架申請

- ア 電力会社と緊密に連携し、既設設備に関する電力契約の調査照合を行う。
- イ 既設設備に関する電力契約の調査及び現地調査結果の突合を行う。
- ウ 電力契約と既設設備との数量相違の把握・整合（道路・公園照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて道路・公園照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）を行う。
- エ 道路・公園照明灯 LED 化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込、照明の再配置等に伴う電柱への共架申請を行う。

#### (3) 道路・公園照明灯管理システム(GIS システム)のデータベース構築

- ア 事業者は、本市において地理情報システムを活用した照明のデータベースを構築する
- イ 本システムで管理する必要事項は以下の通りとする。
  - ①位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号（中国電力柱及び NTT 柱）等）
  - ②設備概要（灯具仕様、灯柱形状、施工者名等）
  - ③電力契約情報（地域番号、契約名義、お客さま番号、請求番号、契約種別、契約容量、契約灯数、引込状況等）
  - ④修繕及び移設等記録（記録の管理区分、作業年月、修繕内容及び移設情報等）
  - ⑤その他（見取図、写真、点検資料等）
- ウ 本事業開始後に本市が行う灯柱の更新や新設・移設・撤去などに関するデータについて、適宜更新を行う。
- エ 上記ウにより作成されたデータについて、都度、追加及び情報反映を行う。

#### (4) 道路・公園照明灯管理プレートの設置

- ア 既設道路・公園照明灯の管理番号を新たにふり直し管理シールまたはプレートを設置すること。
- イ 本契約期間中において、本市が新設した LED 道路・公園照明灯や、開発行為等により道路・公園管理者以外のものが設置し、本市に移管される LED 道路・公園照明灯についても、管理シールを設置すること。なお、契約期間中に

新設および移管される灯数として 50 灯（道路・公園照明灯）を見込むこと。

ウ 管理シールまたはプレートの材質は、紫外線などの耐候性能を有していること。

エ 管理シールまたはプレートの下地色及、文字及び数字は、受託者からの提案事項とする。

（５） LED 照明器具の設置に関する計画・施工・施工管理

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

イ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通等に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

ウ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、通行人や通行車両、また、現場作業者の安全に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

（６） 既設道路・公園照明灯のリサイクル・廃棄処分

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定する。

イ 撤去した既設設備（灯具（グローブ、ガラス、ランプ）、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、リサイクルの具体的な方法について、撤去品の項目ごと報告を行う。ただし、撤去した安定器が PCB を含むものであった場合は、本市が指定する場所へ運搬する。

（７） 照明設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ア 事業者はコールセンターを設置し、照明器具の故障（不点灯等）について、修繕を行う。コールセンターへの通報は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けることとし、修繕等の作業については、依頼を受けた日から起算して原則 5 営業日以内に実施する。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した道路照明灯が道を塞いでいるとき等）は、本市からの連絡を受けてから応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用については、その損害の原因により事業者又は本市が負担することとする。

①事業者が費用を負担する場合

a 製品としての不具合による故障

②本市が費用を負担する場合

a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市の依頼による作業者の責による損害

b 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

c 戦争、暴動・変乱による損害

d その他上記（ア）以外で、事業者の責に因らない損害

なお、事業者は LED 照明器具の修繕の実施結果及び維持管理状況を 1 年 1 度本市に報告する。本市は、維持管理が計画通りでなく、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

イ 既に LED 化されている道路・公園照明灯についても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。

ウ 維持管理期間中に本市が新設した LED 道路・公園照明灯や、開発行為等により道路管理者や公園管理者以外のものが LED 道路・公園照明灯を設置し、本市に移管されるものについても、管理システムに反映し、契約期間終了まで維持管理を行う。

エ 事業者は、照明に関する本市からの連絡（更新・新設・撤去・移設）などを受け付け、これに基づき対応作業を実施し、管理システムのデータを更新する。また、上記ウの修繕結果についても同様とする。

オ 事業者は、本市が市民等から受け付けた陳情（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）を取り付ける、灯具の変更を行う等の対応を行う。

カ 事業者は、照明器具について、自己の負担で保険に加入することができる。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。

キ 維持管理期間中に道路照明灯 B を 150 灯新規に設置する。

（８）道路・公園照明灯の所有権の帰属

事業者は、LED 化工事等の成果品を提出し、初期投資部分の請求を行い、その支払いをもって、所有権は本市に帰属するものとする。

（９）地元工事業者の活用

事業者は、照明器具の設置工事、道路・公園照明灯の移設・建替工事、その他維持管理作業において、市内工事業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

（１０）公園照明灯の現地調査・施工・維持管理

米子市都市公園指定管理者と調整のうえ、公園照明灯の現地調査・施工・維持管理を行うこと。

（１１）その他

既に LED 化されている道路・公園照明灯については、LED 化工事を行う必要はないが、現地調査や電力契約の照合を行うとともに、本事業の維持管理に含めるものとする。また交換が必要と判断した場合は本市と協議を行う。

#### ４ 事業者決定から運用開始までのスケジュール（予定）

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| （１）事業者決定   | 令和 7 年 8 月                       |
| （２）委託契約締結  | 令和 7 年 9 月                       |
| （３）調査・工事期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで         |
| （４）維持管理期間  | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 |

#### ５ 応募条件

（１）応募要件

ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の契約等に関する諸手続を行う。

（２）応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、「⑥その他役割」について、特に必要がない場合は、置かなくても差し支えない。

①事業役割・・・本市との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

②施工役割・・・設計施工に関する業務を実施する。

- ③維持管理役割・・・維持管理に関する業務を実施する。
- ④システム役割・・・台帳システム構築に関する業務を実施する。
- ⑤設備供給役割・・・設備供給に関する業務を実施する。
- ⑥その他役割・・・上記①～⑤以外の本事業に必要とされる業務を実施する役割。

イ 応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業に関する合意書を別途本市に提出すること。なお、その合意書には、構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

### (3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ア 参加表明書及び確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 事業運営、維持管理、システムサポートを円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。
- ウ 事業役割を担う者については、本市の令和7年度入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、本店、支店、営業所又は事務所が鳥取県内に所在していること。
- エ 施工役割を担う者については、本市の令和7年度入札参加有資格者名簿において電気工事（一般）に登録されている者のうち、本店が市内に所在していること。
- オ 応募者の構成員のうち少なくとも1者は、屋外照明施設に係る元請として完成した工事又は委託事業で、実績がある者。
- カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- キ 本市指名競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ク 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- サ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- シ 申請書に虚偽の記載をせず、又は重要な事実についてきちんと記載をした者。
- ス 不正な手段を用いて本事業を誹謗せず、又は事業の公正な進行を妨げない者。
- セ 法人税、事業税及び地方税を滞納していない者。

### (4) 地元業者の活用

応募者は、本事業において市内企業を活用すること。

## 6 本提案募集の手続き

本プロポーザルの公募を以下のとおり行う。

### (1) 募集要項の配布

令和7年7月1日から市公式ホームページにて掲示

(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

ア 参加表明書の受付期間

令和7年7月15日午前9時から令和7年7月22日午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

持参又は郵送による。

ウ 提出先

事務局へ提出

(3) 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を綴じたものを正1部、副2部提出すること。

次の書類に、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

なお、参加表明書の受付時に応募者に供覧する資料は次のとおりとする。

- ・道路照明灯：電力会社の公衆街路灯A取付場所一覧表及び従量契約一覧表
- ・公園照明灯：公園照明施設一覧表

【参加表明作成書類】

ア 参加表明書（様式第1号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

イ グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、システム役割、設備供給役割、その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

ウ 企業概要等

- ・企業概要（様式第3号の1）
- ・企業状況表（様式第3号の2）
- ・有資格技術職員内訳表（様式第3号の3）
- ・各役割の業務実績表（様式第3号の4）
- ・関連事業実績一覧表（様式第3号の5）

エ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号の1）

オ 役員等氏名一覧表（様式第4号の2）

カ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

キ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前 3 か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

ク 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各 1 通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

ケ 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。

なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

コ 特定建設業の許可証明書

施工役割を担う者のうち少なくとも 1 者については建設業法第 3 条第 1 項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

（４）参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和 7 年 7 月 25 日に参加資格の確認結果及び提案要請書を応募者（代表者）に文書で連絡する。

（５）質問書の提出

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第 5 号）を提出することができる。質問書は以下のとおり提出すること。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 1 日午前 9 時から令和 7 年 7 月 11 日午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

電子メールとし、表題に「米子市道路・公園照明灯 LED 化業務質問書」と明記する。

なお、送信者に翌営業日までに到着確認メールを市より送信する。届かない場合は本市に電話にて確認を行うこと。

ウ 提出先

事務局へ提出

エ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和 7 年 7 月 15 日に市公式ホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

## 7 事業スケジュール

|    | 項 目                       | 日 程                            |
|----|---------------------------|--------------------------------|
| 1  | 募集告示(市公式ホームページに掲載)        | 令和7年7月1日(火)                    |
| 2  | 募集要項の配布                   | 令和7年7月1日(火)                    |
| 3  | 募集要項に関する質問受付              | 令和7年7月1日(火)<br>～令和7年7月11日(金)迄  |
| 4  | 質問への回答                    | 令和7年7月15日(火)                   |
| 5  | 参加表明書及び資格確認書類受付           | 令和7年7月15日(火)<br>～令和7年7月22日(火)迄 |
| 6  | 応募者参加資格確認結果及び<br>提案要請書の通知 | 令和7年7月25日(金)                   |
| 7  | 提案書提出期間                   | 令和7年7月25日(金)<br>～令和7年8月8日(金)迄  |
| 8  | プレゼンテーション、選考日             | 令和7年8月中旬                       |
| 9  | 選考結果通知、事業者の決定             | 令和7年8月下旬                       |
| 10 | 事業契約の締結                   | 令和7年9月(予定)                     |
| 11 | 現地調査及びLED化施工期間            | 契約締結日～令和8年3月31日                |
| 12 | 改修費用の支払い                  | 令和8年4月(予定)                     |
| 13 | 維持管理期間                    | 令和8年4月1日～令和18年3月31日            |

## 8 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が以降の選定参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日午後5時までに提案辞退届(様式第6号)を1部、事務局に持参すること。

## 9 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの提案書を以下のとおり提出すること。

### (1) 受付期間

令和7年7月25日から令和7年8月8日まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

### (2) 提出方法

持参又は郵送による。

### (3) 提出先

事務局に提出。

#### (4) 事業提案時の提出書類

応募者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第7号）
- イ 提案総括表（様式第8号）
- ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第9号）
- エ 照明灯管理システムに関する提案書（様式第10号）
- オ 使用機器提案書（様式第11号）
- カ 工事予算等経費計画書（様式第12号）
- キ 維持管理等提案書（その1）（様式第13号の1）
- ク 維持管理等提案書（その2）（様式第13号の2）
- ケ 業務工程計画書（様式第14号）
- コ 施工中の対応・廃棄計画書（様式第15号）
- サ 市内経済の活性化に関する提案書（様式第16号）
- シ 契約終了後の対応提案書（様式第17号）
- ス 本業務における独自提案書（様式第18号）

#### (5) その他

- ア グループの代表企業が提出すること。
- イ 原則A4判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。
- ウ 提出部数は正1部、副2部とする。
- エ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

### 10 提案書に係る記載事項等

#### (1) 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、募集要項に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

#### (2) 提案書の様式について

別紙「米子市道路・公園照明灯LED化業務 提出書類様式集」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として10.5ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする

### 11 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (2) 維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (3) 維持管理事業期間中に市による新設や、開発行為等により維持管理者以外のものが設置し、

本市に移管される道路・LED公園灯についても、システムにデータを反映したうえで契約終了まで維持管理を行うこと。

- (4) 業務工程計画書(様式14号)で示した工事期間内に工事が完了しない場合、LED化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、安全確保の見地から、本市と協議を行うものとする。

## 12 審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

本市が設置する「米子市道路・公園照明灯LED化業務プロポーザル委員会」(以下「委員会という。」)が、事業計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境及び安全性への配慮、市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、優先交渉権者1者を選定する。

なお、評価基準表の公開は行わないが、審査においては次の事項を重視する。

- ア 経営状況や財務状況などから判断し、本事業内容を遂行できる能力を有すると認められるか
- イ 本事業の内容を理解し、計画通り遂行できる能力を有すると認められるか
- ウ 屋外照明に係わる同種事業の実績が十分か
- エ 提案額の総額が少ないか
- オ 電気料金やCO2の削減効果が高いか
- カ 使用するLED照明灯について、国内用に製造された国内メーカーの製品であり、消費電力、耐久性などの性能が優れているか
- キ 照明管理システムの基本地図及び機能の信頼性・利便性・操作性が高いか
- ク 既設設備の現地調査方法について、具体的な工夫や提案があるか
- ケ 市内全域における大量の工事を工期内で確実にできるか
- コ 工事における安全対策及び周辺住民への配慮が十分に講じられた施工計画になっているか
- サ 維持管理の方法(緊急時の対応含む)について、市内全域の確実な維持管理体制が確保された計画となっているか
- シ 契約期間中において、管理システムの拡張性など本市にとって有益なサポートをうけることができるか
- ス 廃棄物の処理について具体的かつ十分な計画となっているか
- セ 施工、維持管理において市内工事業者を積極的に活用しているか
- ソ 契約期間満了後の対応について具体的な提案はあるか
- タ スマートライトなど維持管理上、本市にとって有効な独自のノウハウや提案があるか

### (2) 提案評価

- ア 審査日程及び方法

日 程：令和7年8月下旬を予定

※応募者数により時間割を行い、改めて市より連絡をする。

方 法：プレゼンテーション形式

※プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。

※説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。

※プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。

提案時間：説明 20 分以内 質疑 10 分程度

参加人数：5 名程度

イ 結果通知

審査結果は、令和 7 年 8 月下旬に電子メールにより通知する。また、市公式ホームページにも掲載する。

なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- ②提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④本募集要項に違反すると認められる場合。

### 13 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

入札に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効にする。

## 14 優先交渉権者決定の流れ

### (1) 募者の要件

本業務委託への応募者は、「5 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

### (2) 応募資格要件の確認

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、見積書及び提案書の提出を文書で要請する。

### (3) 優先交渉権者の選定

市が設置する委員会において提案内容を審査し、優先交渉権者を決定する。

### (4) 事業計画書の作成

事業工程を示す簡易な事業計画書を作成するものとする。

## 15 問い合わせ先

問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒683-0054

鳥取県米子市糺町一丁目160番地（米子市役所糺町庁舎2階）

米子市都市整備部 道路整備課 道路維持担当

電話番号：0859-23-5283

電子メール：douroseibi@city.yonago.lg.jp

## 16 照明器具の仕様

### (1) 共通事項

ア LED 照明器具の製造・販売の実績が10年以上あるメーカーの製品であること。

イ 使用する材料全てについて、国内メーカーの製品とすること。また、製造メーカーはISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得していること。

ウ LED 化工事後も、既存の照明灯と同等程度の照度を確保することを原則とすること。ただし、現場の状況（道路幅・車線数等）によって、新規に提案することを妨げない。

エ 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている照明灯は、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要とされるものがある場合、詳細については本市と協議のうえ決定すること。

### (2) 道路照明灯 A

ア LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。

イ ガイドラインに適合していることを証明する製品仕様書及び根拠資料を提出すること。

ウ 曲線型ポール及び直線型ポールのどちらにも取り付けが可能で角度調整機能を有した製品とすること。

エ LED 灯具の本体色は地域性や既存設備の状況に応じ、市側と調整をして最終決定をすること。

オ 耐塩仕様とすること。

カ LED 化工事後の市民等からの要望に対応するため、引き渡し後に遮光板（又はルーバー等）を灯具に取り付けることが可能な構造であること。

キ 落下防止ワイヤーを取り付けていること。

ク 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

ケ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。

- コ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策がなされている構造であること。
- サ 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能（コモンモード 15kV 以上、ノーマルモード 2kV 以上）を有していること。
- シ LED 道路照明器具は下記の性能以上とすること。

| 種別                        | タイプ   | 皮相電力値   | 器具光束値       |
|---------------------------|-------|---------|-------------|
| 高圧ナトリウム・セラメタ 250W 相当      | タイプ a | 80VA 未満 | 11,000lm 以上 |
| 水銀灯 400W 相当               | タイプ a |         |             |
| 高圧ナトリウム・セラメタ 180W 相当      | タイプ f | 60VA 未満 | 8,000lm 以上  |
| 水銀灯 300W 相当               | タイプ f |         |             |
| 高圧ナトリウム・セラメタ 150W・180W 相当 | タイプ k | 40VA 未満 | 6,000lm 以上  |
| 水銀灯 200W・250W 相当          | タイプ k |         |             |
| 高圧ナトリウム・セラメタ 70W 相当       | －     | 20VA 未満 | 2,500lm 以上  |
| 水銀灯 100W 相当               | －     |         |             |

### （３）道路照明灯 B

- ア 入力電圧は、100V に対応できること。
- イ LED 化工事後の市民等からの要望に対応するため、引き渡し後に遮光板（又はルーバー等）を灯具に取り付けることが可能な構造であること。
- ウ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- エ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- オ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策がなされている構造であること。
- キ 道路照明灯 B は下記の性能以上とすること。

| 種 別                                | 皮相電力値   | 器具光束値  |
|------------------------------------|---------|--------|
| 水銀灯 80W 及び 100W                    | 20VA 未満 | 2240lm |
| 直管タイプ蛍光灯 FL40W 相当及びコンパクト蛍光灯 32W 相当 | 10VA 未満 | 1070lm |
| 直管タイプ蛍光灯 FL20W 相当                  | 10VA 未満 | 730lm  |

### （４）公園照明灯

- ア 定格寿命は、60,000 時間（光束維持率 75%）以上とすること。
- イ 入力電圧は、100V/200V に対応できること。
- ウ 防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当する IP23 以上とすること。
- エ 耐塩仕様であること。
- オ LED モジュール制御装置が器具内若しくはポール内に収容できる構造であること。
- カ LED 灯具の光色は、昼白色・電球色に対応できること。
- キ 遮光板（又はルーバー等）を取り付けることが可能な構造であること。
- ク 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- ケ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- コ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策がなされている構造であること。
- サ LED 公園照明器具は下記の性能以上とすること。

| 種 別                 | 皮相電力値 | 器具光束値       |
|---------------------|-------|-------------|
| 水銀灯 400W 相当         | 80VA  | 10,000lm 以上 |
| 水銀灯 250W 及び 300W 相当 | 60VA  | 7,000lm 以上  |
| 水銀灯 200W 相当         | 40VA  | 4,400lm 以上  |
| 水銀灯 100W 相当         | 20VA  | 1,600lm 以上  |

(5) デザイン灯については、前項によらなくても構わない。その場合は、ランプ型の交換の提案に基づく LED 化も可能とする。

ア ランプ交換の場合

- ①既設灯具を再利用し、LED ランプ（定格寿命 40,000 時間、光束維持率 70%以上）に交換する。
- ②既存灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り照度分布図等で確認ができること。
- ③現地調査の結果、ランプ重量や放熱、老朽化等により既設灯具に安全性が確保できない場合、灯具交換を行うこと。詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

イ 灯具交換の場合

- ①灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行う。
- ②既存灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
- ③交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、市と調整のうえ決定すること。

## 17 施工計画

施工計画は、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な施工計画については着手前に本市と協議すること。

(1) 施工の優先順位

既設の道路・公園照明灯で故障が発生している箇所、その他本市が優先するべきと判断した箇所を優先して施工すること。

(2) 施工方法

照明器具の設置については、本市の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

## 18 照明灯管理システムの仕様

(1) データ作成

ア 管理システム上で管理するデータの必須項目は、以下のとおりとすること。なお、管理番号は新たにふり直すものとし、その他の内容は本市と協議の上決定すること。

- ①位置情報（管理番号、公園名称、設置場所、引込柱番号等）
- ②設備概要（メーカー、型式、灯具仕様、照明柱形状、施工者名等）
- ③電力契約情報（店所番号、契約名義、契約番号、請求番号、契約種別、契約容量、契約灯数、引込状況等）
- ④修繕及び移設等記録（作業年月日、修繕内容及び移設情報等）
- ⑤その他（照明灯設備写真、設置状況写真等）

※その他管理項目を追加する場合があります、詳細については別途協議すること。

イ 作成するデータは、本事業の対象となる照明灯全てを網羅すること。

ウ 作成するデータの形式は、GIS への登録を前提とした汎用性の高い GIS データ形式である「Shape 形式」又は、「CSV 形式」とすること。

エ 作成したデータは、GIS に登録した際、道路・公園照明灯の設置箇所を確認可能なものとする。

(2) データ更新

① 契約期間中に、本事業とは別に本市が新設した LED 照明灯及び本市に移管される LED 照明灯に関するデータ等について、年に最低 1 回は更新すること。

② 上記により更新された最新の管理システムの関連データは、毎年度、本市へ報告及び納入を行うこと。

## 19 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

ウ 導入設備の設置後から契約満了（10 年間）までの間、不点灯などの不具合発生時に速やかに対応が行えること。

(2) 契約期間中の本市と事業者の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者の責任分担

ア 基本的な考え

本事業の提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として以下の「表：予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が協議の実施後、基本契約の締結が困難になった場合、以下のエ又はオの措置を講ずるものとする。

エ 提案書と維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約ができない場合は、市は優先交渉権者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

オ 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に本市と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

「表：予想されるリスクと責任分担」

| リスクの種類  |          | リスクの内容                               | 負担者 |     |
|---------|----------|--------------------------------------|-----|-----|
|         |          |                                      | 市   | 事業者 |
| 事業全般    | 実施要項の誤り  | 実施要項の記載事項に重大な誤りのあるもの                 | ○   |     |
|         | 提案の誤り    | 本事業の提案が達成できない場合                      |     | ○   |
|         | 効果保証の未達  | 削減保証額を達成できない場合                       |     | ○   |
|         | 第三者賠償    | 調査・工事による第三者への損害賠償義務                  |     | ○   |
|         | 安全性の確保   | 工事・維持管理における安全性の確保                    |     | ○   |
|         | 環境の保全    | 工事・維持管理における環境の保全                     |     | ○   |
|         | 制度の変更    | 法令・許認可・税制の変更                         | 協議  |     |
|         | 事業の中止・延期 | 市の指示                                 | ○   |     |
|         |          | 周辺住民等の反対による事業の中止・延期                  | 協議  |     |
|         |          | 事業者の事業放棄、破綻によるもの                     |     | ○   |
|         |          | 市の事業放棄、破綻によるもの                       | ○   |     |
| 計画・設計段階 | 不可抗力     | 天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）         | 協議  |     |
|         | 物価の変動    | 急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。） | 協議  |     |
|         | 設計変更     | 市の提示条件、指示の不備によるもの                    | ○   |     |
|         | 応募コスト    | 事業者の指示、判断の不備によるもの                    |     | ○   |
|         | 資金調達     | 応募コストの負担                             |     | ○   |
| 工事段階    | 不可抗力     | 必要な資金の確保に関すること                       | 協議  |     |
|         | 物価の変動    | 急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。） | 協議  |     |
|         | 立ち入り許可   | 市の提示条件、指示の不備によるもの                    | ○   |     |
|         | 物価の変動    | 急激なインフレ・デフレ                          | 協議  |     |
|         | 用地の確保    | 資材置き場の確保                             |     | ○   |
|         | 設計変更     | 市の指示条件、指示の不備によるもの                    | ○   |     |
|         |          | 事業者の指示、判断の不備によるもの                    |     | ○   |
|         | 工事遅延・未完工 | 市の責による工事遅延・未完工による引渡し<br>の延期          | ○   |     |
|         |          | 事業者の責による工事遅延・未完工による引渡し<br>の延期        |     | ○   |
|         | 工事費増大    | 市の指示、承諾による工事費の増大                     | ○   |     |
|         |          | 事業者の指示、判断の不備による工事費の増大                |     | ○   |
|         | 性能       | 要求仕様不適合（施工不良含む）                      |     | ○   |
|         | 一時的損害    | 引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害                |     | ○   |
|         |          | 引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害                  |     | ○   |
|         | 支払遅延・不能  | 市の責による、支払いの遅延・不能によるもの                | ○   |     |

|        |          |                                 |    |   |
|--------|----------|---------------------------------|----|---|
| 維持管理関連 | 計画変更     | 用途の変更等、市の責による事業内容の変更            | ○  |   |
|        | 維持管理費の増大 | 事業者の責による維持管理費用の増大               |    | ○ |
|        | 第三者賠償    | 維持管理における第三者への損害賠償義務             | 協議 |   |
|        | 設備の損傷    | 市の過失又は市の施設に起因する設備の損傷            | ○  |   |
|        |          | 事業者の故意・過失に起因する設備の損傷             |    | ○ |
|        | 市施設の損傷   | 事業者の故意・過失に起因する市の施設・設備の損傷        |    | ○ |
|        |          | 不可抗力以外のその他の原因による市の施設・設備の損傷      | ○  |   |
|        | 瑕疵担保     | 導入設備に関する隠れた瑕疵の担保責任              |    | ○ |
| 保証関連   | 契約不適合    | 導入設備に関する契約不適合責任                 |    | ○ |
|        | 性能       | 要求仕様不適合（施工不良を含む。）               |    | ○ |
|        |          | 仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害 |    | ○ |

## 20 契約に関する事項

### （１）契約の手順

本市と優先交渉権者に選定された者は、契約交渉を行い契約締結のための手続きを行う。  
なお、交渉が成立しない場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

### （２）契約の時期

令和７年９月（予定）

### （３）契約保証金

地方自治体法施行令第１６７条の１６第１項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の１０分の１以上とする。米子市契約規則第４条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

### （４）前払い金及び部分払い金

前払い金や部分払い金については、契約交渉の中で決める。なお、維持管理費は、実際に維持管理が行われる年度に支払う。